

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令案」等について</p>	<p>平成25年2月28日 捜査第一課</p>
<p>1 法施行令案の主な内容</p> <p>(1) 取扱死体の死因を明らかにするための検査（第1条） 取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第5条第1項の「取扱死体」をいう。以下同じ。）の死因を明らかにするために警察署長が実施することができる検査として、以下のものを定める。 ア 体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認 イ 心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認 ウ 体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他の人の生命又は身体を害するおそれがある物（(2)及び2(2)において「薬物等」という。）に係る検査 エ 体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量に変化する性質を有する物質に係る検査 オ 死亡時画像診断 カ オのほか、内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認</p> <p>(2) 専門的知識及び技能を要しない検査（第2条） (1)のうち、専門的知識及び技能を要さず警察官に行わせることができる検査として、ウの検査（通常死体を傷つけることがない方法により体液、尿その他の物を採取し、かつ、国家公安委員会規則で定める簡易な器具を用いて当該物から薬物等を検出するものに限る。）を定める。</p> <p>(3) 組織の採取の程度が軽微な措置（第3条） 取扱死体の身元を明らかにするために警察官に行わせることができる措置として、毛髪の抜取りを定める。</p> <p>2 法施行規則案の主な内容</p> <p>(1) 死体調査等記録書の作成（第1条） 法第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項又は第8条第1項の規定による措置のうちいずれかを実施したときは、死体調査等記録書を作成しなければならないこととする。</p> <p>(2) 簡易な器具（第2条） 警察官が、法施行令案第2条の検査を行う場合に用いる簡易な器具として、体内から体液、尿その他の物を採取した場所において、単純な操作で速やかに薬物等を検出することができる器具を定める。</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報事項（第3条） 法第9条の規定による関係行政機関に対する通報に当たっての通報事項を定める。</p>		

3 死体取扱規則の主な改正内容

(1) DNA型記録による身元照会（第4条）

取扱死体の組織の一部（以下「資料」という。）を採取した場合における当該資料のDNA型に係る記録と被疑者DNA型記録との対照の手続を定める。

(2) 死体の引渡し（第5条）

法第10条に規定する取扱死体の引渡しに係る手続に準じて、取扱死体以外の死体の引渡しに係る手続を定める。

4 法第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案

法第6条第3項の国家公安委員会が定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 法第6条第1項の規定による解剖（以下「解剖」という。）を実施するために必要かつ適切な施設及び機械器具が確保されていること。
- (2) 解剖に関し相当の学識技能を有する医師が確保されていること。
- (3) (2)に規定する医師によって解剖が実施されること。
- (4) 解剖の実施に関する事務によって得られた情報が適切に整理保管されること。

5 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案

捜査第一課検視指導室の所掌事務（警察法施行規則（昭和29年総理府令第44号）第22条第2項）に「法の施行に関すること」を追加するなどの改正を行う。

6 意見募集の結果

平成25年1月18日（金）から2月16日（土）までの間、上記1から4までの法施行令案等について意見公募手続を実施したところ、それぞれ次のとおり意見が寄せられた。寄せられた意見の概要及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 法施行令案 | 21件 |
| (2) 法施行規則案 | 3件 |
| (3) 死体取扱規則案及び告示案 | 5件 |

7 今後の予定

平成25年3月5日	閣議（法施行令案）
平成25年3月8日	公布
平成25年4月1日	施行

1 趣旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条の5第1項の規定により、下記の暴力追放運動推進センターについて、適格都道府県センターとして認定し、同法第32条の7の規定に基づき、その旨を公示するとともに、書面により通知するもの。

※ 1月30日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用差止を請求できる制度が導入されたことを受け、2月12日までに申請のあった都道府県暴力追放運動推進センターについて最初の認定を行うもの。

2 認定を受ける都道府県暴力追放運動推進センター

- (1) 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
- (2) 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
- (3) 公益財団法人徳島県暴力追放県民センター
- (4) 公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター
- (5) 公益財団法人暴力追放大分県民会議

3 認定要件の適合性

認定を受けるためには、法第32条の5第3項各号に規定する要件に適合している必要があるところ、上記2の都道府県暴力追放運動推進センターは、いずれも

- 業務を適正に遂行するための体制及び業務規程を整備（1号要件）
- 専門的知識経験を有する弁護士等を配置（2号要件）
- 業務を適正に遂行するに足りる財源を確保（3号要件）

しており、要件の全てに適合していると認められる。

4 その他

他の都道府県暴力追放運動推進センターについても、今後、認定の要件を満たしたものから順次申請が行われる見通し。

警察庁では、平成9年以降、犯罪被害者支援施策を網羅的に取りまとめた推進計画を毎年度策定し、各種施策を推進しているところであるが、24年度における推進状況等を踏まえ、25年度における犯罪被害者支援推進計画を策定するものである。

1 24年度犯罪被害者支援の主な推進状況

- ① 都道府県警察の取扱い事案に対するカウンセリング専門職員による指導・助言の実施（給与厚生課）
- ② 職場教養等における犯罪被害者支援に関する教養の充実等（給与厚生課、人事課）
- ③ 高校生・大学生等を対象とした性犯罪被害者支援に関する講演等の実施（給与厚生課）

2 25年度警察庁犯罪被害者支援推進計画

(1) 新たに取り組む施策

- ① 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者に対する被害届出等の意思決定に係る支援の実施（生活安全企画課）
- ② ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の危険予測のための客観的な評価基準の作成に向けた有識者等の科学的・専門的知見を取り入れた危険性チェック票の導入（生活安全企画課）
- ③ 被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託（給与厚生課）

(2) 主な施策

- ① 学校教養、各種研修会等における犯罪被害者、支援者等の生の声を活用するなどした犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養の実施（人事課・給与厚生課・関係各課）
- ② サイバー犯罪に関する相談窓口の充実強化（情報技術犯罪対策課）
- ③ 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等（給与厚生課）

3 都道府県警察における推進計画の策定

各都道府県警察において、警察庁犯罪被害者支援推進計画を踏まえるとともに、24年度における推進状況を点検し、必要に応じて施策の見直しや独自の施策を加え、都道府県の実情に応じた計画を策定することとしている。

1 ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL)

アセアナポール

- ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL) は、加盟国警察間の交流促進を目的として1981年に結成。現在は、ASEAN10か国の全てが加盟。
- 日本は、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドと共に、議題提案権を有するダイアログパートナーとして参加。
- 毎年1回加盟国の持ち回りで会合を開催し、各国の警察長官級が集まり、国際犯罪対策、テロ対策等について協議。

2 第33回会合の開催結果

(1) 我が方出席者

鈴木長官官房審議官 (国際担当)

(2) 開催地

タイ王国・パタヤー市

(3) 開催日程

平成25年2月18日 (月) から2月22日 (金) までの間

(4) 会合の概要

ア 今次会合においては、参加国の間で、テロ対策を始めとする治安上の課題について議論され、全体会合 (21日) において、

- 国際犯罪対策、テロ対策等に関するASEAN加盟国間の情報交換を促進すること
- 日本の提案に係る「テロ関連ウェブサイト共有データベース」の昨年7月以降の順調な運用を歓迎するとともに、加盟国間において、同データベースの利点を最大限に活かした一層の利用を促進すること

等を内容とする共同声明を採択。

イ 当方からは、首席代表会合 (20日) において、

- 犯罪のグローバル化に対処するための東アジア警察間における連携・協力の重要性
- 上記データベースの有効かつ積極的な活用の必要性

等について発言。

また、北朝鮮による日本人拉致容疑事案の関連情報の提供を要請。

3 今後の予定

次回第34回会合は、平成26年にフィリピン共和国で開催予定。

1 現状

(1) 検挙件数

- 出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は848件（前年比-156件、-15.5%）。 1頁
- コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は1,311件（前年比-110件、-7.7%）。 4頁

(2) 被害児童数

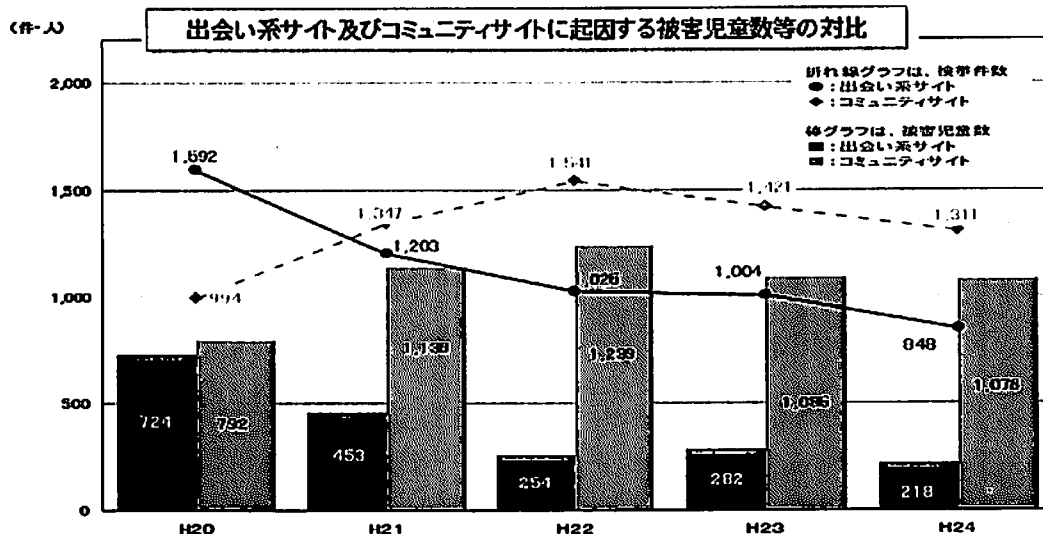
- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は218人（前年比-64人、-22.7%）。 5頁
被害の多い罪種は、児童買春が117人（全体の53.7%）。
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は1,076人（前年比-9人、-0.8%）。被害の多い罪種は、青少年保護育成条例違反が596人（全体の55.4%）

(3) 被害児童の年齢

- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童で15歳以下は85人（全体の39.0%）。 6頁
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童で15歳以下は550人（全体の51.1%）。

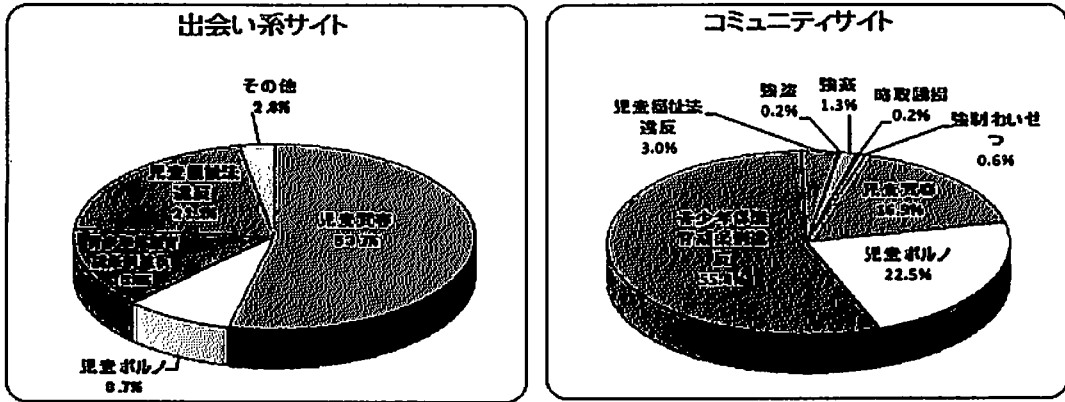
(4) 被害児童数の推移

- 平成20年の出会い系サイト規制法の法改正以降、禁止誘引違反者の検挙や無届サイトの取締り等により、出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は減少傾向。
- コミュニティサイト事業者等に対するミニメール内容確認の推進や実効性のあるゾーニングの促進等により、平成22年まで増加の一面を辿っていたコミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は、平成23年初めて減少に転じ、平成24年も引き続き減少。



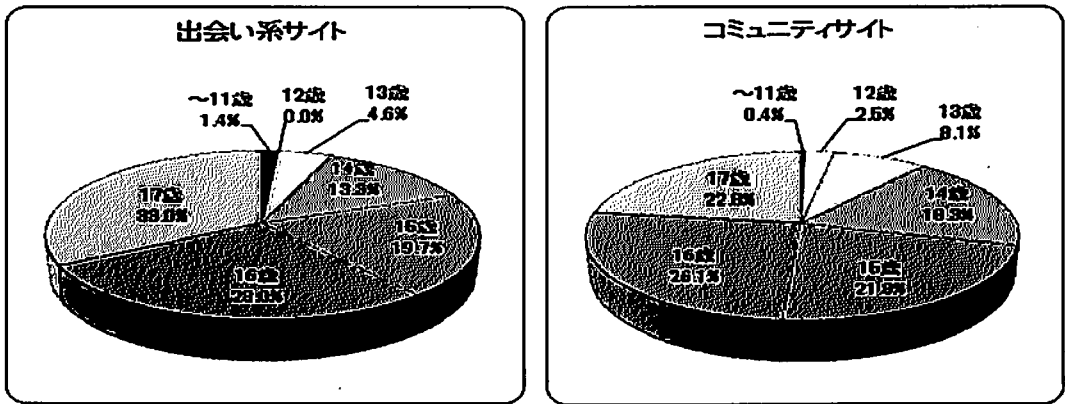
2 出会い系サイトとコミュニティサイトの児童被害状況の比較
【罪種別の被害児童数の割合】

5 項



【年齢別の被害児童数の割合】

6 項



3 今後の対策

(1) 出会い系サイト対策

- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続
- 悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底

(2) コミュニティサイト対策

- サイト事業者の規模、態様及び児童被害等防止に向けた取組状況に応じた、ミニメール内容確認等サイト内監視体制の強化促進
- 関係省庁、事業者及び関係団体等と連携した対策の継続
 - ・ 更なるフィルタリングの普及徹底
 - ・ 実効性あるゾーニングの更なる推進
- EMAへの情報提供によるサイトの厳格な認定監視等の継続

※ 「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

【Content Evaluation and Monitoring Association】

青少年を違法・有害情報等から保護し、健全育成する観点から、コミュニティサイトを認定・監視し、啓発教育を促進するための、有識者からなる第三者機関。平成20年4月設立。

- 児童・保護者・学校関係者等に対する広報啓発と情報共有
- 新たなコミュニケーションサービスに対する対応

1 態勢の強化

福岡県における厳しい暴力団情勢を踏まえ、更に態勢を強化。

- (1) 全国から福岡県に派遣する機動隊を大幅に増強（2月20日から）。
- (2) 平成24年度補正予算により捜査・保護対策用の監視カメラを北九州地区に重点的に配備。
- (3) 平成25年度予算において増員要求している地方警察官545名のうち、100名を福岡県に配分。

2 改正暴力団対策法等による規制の強化

(1) 改正暴力団対策法施行後の状況

昨年12月、福岡県公安委員会が、改正暴力団対策法に基づき、道仁会及び九州誠道会を特定抗争指定暴力団として、工藤會を特定危険指定暴力団として指定し、これらの団体に対する規制を強化。以後は、それぞれの団体について、同法により処罰の対象となる行為の認知はなく推移。

(2) 福岡県暴力団排除条例の改正

福岡県においては、暴力団立入禁止標章の掲示の有無にかかわらず、暴力団員が縄張の設定・維持目的で特定地域の飲食店に立ち入ることを一律に禁止する内容の条例改正案を2月26日に県議会に上程。

3 治安情勢等(平成24年5月から平成25年1月末)

(1) 北九州地区における刑法犯認知・検挙件数

- ・ 刑法犯認知件数 13,019件（前年同期比993件減）
- ・ 刑法犯検挙件数 5,102件（前年同期比547件増）

(2) 福岡県における工藤會組員の検挙人員

- ・ 工藤會構成員 70名（前年同期比19名増）
- ・ 工藤會準構成員 306名（前年同期比8名増）

(3) 主な事件検挙(平成24年11月以降)

- ・ 工藤會傘下組織幹部等が、中間市内において、建設会社社長を銃撃(平成24年12月)。
- ・ 太州会傘下組織幹部等が、飯塚市内において、建設会社の事務所に散弾銃を発射し、車庫のシャッター等を損壊(平成25年1月)。
- ・ 工藤會傘下組織幹部が、飯塚市内のパスポートセンターにおいて、内容虚偽の記載をした一般旅券発給申請書を提出して旅券を不正に取得(平成24年12月)。
- ・ 工藤會傘下組織組長等が、北九州市内等の自宅において、不正に作出したB-CASカードをテレビに挿入し、有料衛星放送を不正に受信(平成25年2月)。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 7</p>	<p>F A T F 対日審査フォローアップ</p> <p>結果について（第5回報告）</p>	<p>平成25年2月28日</p> <p>犯罪収益移転防止管理官</p> <p>警備企画課</p>
<p>1 報告状況</p> <p>(1) 実施日等</p> <p>平成25年2月20日（水）フランス・パリで開催されたF A T F 2月会合において、F A T F 対日審査（平成20年）に対するフォローアップ報告（第5回報告）を行ったもの。</p> <p>(2) 出席省庁</p> <p>警察庁（犯罪収益移転防止管理官以下5名）、金融庁、法務省、外務省、財務省</p> <p>2 結果概要</p> <p>(1) 事務局報告の概要</p> <p>① 顧客管理</p> <p>不備が指摘されている事項に対する改善策については、いまだ十分なレベルに達していない。</p> <p>② テロリストの資産凍結</p> <p>法案の検討作業に入っているものの、国会への提出の見通しは立っていない。</p> <p>③ テロ行為に対する物質的支援等の犯罪化</p> <p>関連法案が今年の6月までの国会に提出される予定</p> <p>④ 国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）の締結</p> <p>進捗について報告がなされていない。</p> <p>(2) 決定事項</p> <p>全般的に進捗が遅いので、日本に対するハイレベル使節団派遣の必要性を認める。ただし、まずは大臣宛書簡を発出して意思疎通の努力を継続し、日本側の作業の進展状況や政治状況などを考慮して、6月会合において使節団派遣の要否とそのタイミングを最終的に決定する。</p>		

1 交通事故発生状況

1頁

		構成率	前年比	平成14年比
発生件数	66万5,138件	-	- 2万6,918件、- 3.9%	0.71
死傷者数	82万9,807人	100.0%	- 2万9,466人、- 3.4%	0.71
死者数	4,411人	0.5%	- 252人、- 5.4%	0.53
負傷者数	82万5,396人	99.5%	- 2万9,214人、- 3.4%	0.71
重傷者	4万6,665人	5.6%	- 1,998人、- 4.1%	0.60
軽傷者	77万8,731人	93.8%	- 2万7,216人、- 3.4%	0.71

2 交通事故の特徴

(1) 年齢層別人口10万人当たりの負傷者数は、若者(16~24歳)が最も多く、年齢層が高くなるほど減少。他方、死者数は高齢者(65歳以上)が最多。

6頁
7頁

○負傷者

若者(10万人当たり) 1,126.9人、(前年比-71.6人、-6.0%、10年間の平均増減率-4.0%)

高齢者(同) 379.4人、(同-11.7人、-3.0%、10年間の平均増減率-2.8%)

○死者

高齢者(10万人当たり) 7.61人

若者(同) 3.40人

(2) 状態別負傷者数は、6割以上が自動車乗車中。

8頁

(前年比、増減率、10年間の平均増減率、構成率)

自動車乗車中 53万1,320人(-6,697人、-1.2%、-3.0%、64.4%)

(3) 自転車乗用中の死傷者は減少したが、自転車の違反ありの割合は大きい。歩行中の死傷者も減少したが、歩行者の違反ありの割合は少ない。

9頁
14頁
16頁

(前年比、増減率、10年間の平均増減率、構成率)

自転車乗用中死傷者 13万1,762人(-12,013人、-8.4%、-2.1%、15.9%)

違反あり死傷者(構成率) 63.7%

違反なし死傷者(構成率) 36.3%

歩行中死傷者 6万5,762人(-1,598人、-2.4%、-2.7%、7.9%)

違反あり死傷者(構成率) 33.0%

違反なし死傷者(構成率) 67.0%

(4) 飲酒事故は10年前の約5分の1にまで減少。ただし、最近は減少率が低減。

34頁

(前年比、増減率、10年間の平均増減率)

飲酒事故 4,603件(-427件、-8.5%、-14.5%)

(5) 高速道路の発生件数、負傷者数いずれも減少するも、死者数は3年連続増加。

36頁
40頁

(前年比、増減率、10年間の平均増減率)

発生件数 1万1,299件(-411件、-3.5%、-2.1%)

うち車両相互 9,988件(-239件、-2.3%、-1.6%)

うち人対車両 147件(-11件、-7.0%、+0.6%)

負傷者数 1万9,736人(-260人、-1.3%、-1.6%)

死者数 225人(+9人、+4.2%、-5.2%)

※ 平成23年以前の数値については、修正済み。

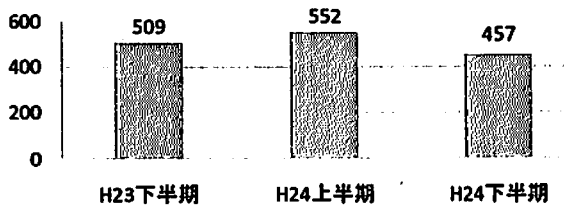
※ 別添省略

1 概況

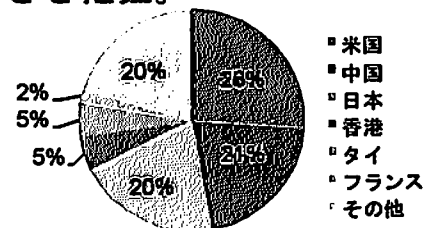
平成24年中も引き続き、我が国の政府機関等に対し、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃（標的型メール攻撃）やウェブサイトに関連障害や改ざんが生じた事案（DDoS攻撃等）が発生（攻撃の技術的特徴等は「情報技術解析平成24年報」参照）。

2 標的型メール攻撃

- 警察では、平成24年中に合計1,009件の標的型メールが我が国の民間事業者等に送付されていたことを把握。
- 標的型メール攻撃に使用された不正プログラム等による通信の接続先は、約26%が米国、約21%が中国、約20%が日本。
- 最初から標的型メールを送付するのではなく、不正行為に関する告発や採用希望を装うなどして、業務との関連を装った通常のメールのやりとりを何通か行い、より自然な状況を装った後に、標的型メールを送付する「やりとり型」の手口を把握。
- 政権交代や尖閣諸島等の国内外の情勢を捉えた標的型メールが複数の民間事業者等に対して送付されたことを把握。



【サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク等を通じて警察が把握した標的型メール攻撃の件数】



【H24中の標的型メール攻撃に使用された不正プログラム等の接続先】

3 DDoS攻撃等

- 国際ハッカー集団「アノニマス」によるとみられるサイバー攻撃事案（6月）や尖閣諸島をめぐる情勢等と関連したとみられるサイバー攻撃事案（9月）等が発生。
- ウェブサイト改ざん事案の捜査を通じて把握したIPアドレスを分析した結果、「アノニマス事案」では約5割が欧州諸国所在のものであり、「尖閣諸島事案」では約9割が中国所在のものであった。

警察庁では、犯罪の予防と検挙の観点から、インターネット上を常時観測しているが、その平成24年中の状況を報告するもの。

1 全体的な傾向

Confickerワーム^{注1)}の感染活動など既知の不審な通信は高水準で推移。一方、新たなワームによるものと見られるアクセスの増加のほか、トロイの木馬型ウイルスを使用した標的型メール攻撃、ボットネット等により、サイバー空間上の脅威が多様化。

注1) Windowsの脆弱性を悪用し、ネットワークやUSBメモリーを通して感染活動を行うワーム

2 主な特徴

(1) DDoS攻撃等（年報P12-23）

ホームページを対象とした攻撃が6割以上。チャット等で攻撃を呼びかけるなど組織的な攻撃や、ウェブアプリケーション^{注2)}によっては、改ざん事実が無いのに改ざん画像様の表示がなされる事例を認知。

注2) アクセスの都度、表示内容を変更するなどを行うWebサーバ上のプログラムのこと

(2) リモートデスクトップ^{注3)}を狙ったものと思われるアクセスの増加（年報P24-35）

観測件数が前年に比べ2倍以上に増加。攻撃専用のソフトウェアや新たなワーム^{注4)}と見られるアクセスを多数認知。

注3) マイクロソフト社のOSで使用される端末を遠隔制御する技術

注4) 端末の乗っ取りを可能とする「Morto」ワームの活発な感染活動の可能性

(3) 不正侵入等の攻撃手法別検知比率（別冊P21-33）

スキャンが約44%（うち約9割はプロキシサーバの探索）、IP電話関係の探索が約29%。いずれも匿名性を獲得するための活動と見られ、攻撃のためのインフラの形成が日常的に図られていることを伺わせる状況。

(4) 改正著作権法施行後のP2Pに対する接続コンピュータ数等の減少（別冊P46）

平成24年10月1日に施行された改正著作権法の施行の影響と見られる接続コンピュータ数・流通ファイル数の減少を確認。

3 注意喚起

- リモートデスクトップ機能設定の確認と利用する場合における適切なパスワードの設定等。
- 攻撃の多くは脆弱性の悪用、不正プログラムの感染等によるものであり、プログラムの最新化、ウイルス対策ソフトの活用等の基本的なセキュリティ対策が重要。
- 本報は、セキュリティポータルサイト「@police」を通じて公表。